行政処分を受けた准看護師に対する再教育研修実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第15条の2第2項、第4項、第5項及び第16条の規定に基づき、熊本県が 実施する准看護師再教育研修(以下「再教育研修」という。)に関して、必要な事項 を定める。

(再教育研修の目的)

第2条 職業倫理及び一定の知識や技術を確認するとともに、患者に対し、医療サービスを安全に提供することなどの准看護師として果たすべき責務の自覚を促し、復帰後の業務の適正な実行に導くことによって、県民の医療への信頼を確保することを目的とする。

(再教育研修の対象者)

第3条 平成20年4月1日以降に、法第14条第2項第1号の処分(戒告)若しくは 第2号の処分(3年以内の業務の停止)を受けた准看護師又は同条第3項の規定に より准看護師に係る再免許を受けようとする者とする。

(再教育研修の区分)

第4条 再教育研修は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる研修とする。

	処 分 の 内 容	研 修 区 分			
戒台	告処分を受けた准看護師	集合研修(1日)			
業	務停止1年未満の処分を受けた准看護師				
	業務停止期間が6月未満である准看護師のう	集合研修(2日)及び課題研修			
	ち処分事由が看護技術に直接関係しない者				
	上記以外	集合研修(2日)及び個別研修			
		(20 時間以上)			
業	客停止1年以上2年未満の処分を受けた准看護	集合研修(2日)及び個別研修			
師	師 (80 時間以上)				
業	務停止2年以上の処分を受けた准看護師又は取	集合研修(2日)及び個別研修			
消	処分後に准看護師の再免許を受けようとする者	(120 時間以上)			

(手数料等)

- 第5条 再教育研修に係る手数料等は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 集合研修に係る手数料は、熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号) で定める額とし、対象者は、集合研修受講時に、該当する手数料に相当する熊 本県収入証紙を再教育研修(集合研修)受講票(別記第1号様式)に貼付し、 納付しなければならない。

(2) 個別研修に係る費用は、個別研修実施機関等が定める額とし、対象者が直接、個別研修実施機関等が定める方法により支払わなければならない。

(再教育研修の実施等)

- 第6条 再教育研修の実施等については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 集合研修(1日又は2日)
 - ア 研修内容

職業倫理及び看護技術のうち医療安全に関連する内容等とする。

イ 研修の実施方法等

対象者がある場合に、年1回、県知事が指定する日時及び場所において、 講義等の方法により実施し、集合研修対象者は、再教育研修受講命令後、直 近に実施される集合研修を受講しなければならない。ただし、やむを得ない 理由により受講できない場合は、理由書(別記第2号様式)及びその理由を 証明する書類を県知事に提出し、県知事がやむを得ないと認めたときは、次 回実施時に受講することとする。

(2) 課題研修

ア 研修内容

課題研修対象者が、現場に復帰後、県民に対し安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供することに資するものとする。

イ 課題研修修了報告書の提出

課題研修対象者は、課題研修修了後、氏名、生年月日、准看護師籍の登録番号・登録年月日(取消処分後に手続を経て准看護師の再免許を受けようとする者を除く。)、課題研修の内容その他必要な事項を記載した課題研修修了報告書(別記第3号様式)を作成し、原則として、業務停止処分が終了する日の30日前(業務停止処分が3月以下の場合は、業務停止処分が終了する日の14日前)までに県知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により提出期限までに課題研修修了報告書を提出できない場合は、理由書(別記第2号様式)及びその理由を証明する書類を県知事に提出し、県知事がやむを得ないと認めたときは、県知事が延長した期限までに課題研修修了報告書を提出しなければならない。

(3) 個別研修

ア 研修内容

当該個別研修対象者が現場に復帰後、安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供するために役立つものとする。

なお、当該個別研修対象者は、免許の停止中又は失効した者であり、業務 独占行為を伴う実務研修を行うことは出来ないため、見学やシミュレーター を用いた演習、カンファレンスへの参加、ボランティア活動等を行うものと する。

イ 助言指導者の選任

個別研修を受ける場合、個別研修対象者は、個別研修対象者に対して助言・ 指導等を行う者を選任し、県知事の指名を受けなければならない。 なお、助言指導者の選任は次のとおりとし、複数選任する場合にあっても、 次の(ア)から(ウ)の手続を行うこととする。

- (ア) 個別研修対象者は、助言指導者として適した者(以下、「助言指導者候補者」という。)に対して、事前に就任依頼等を行い、その旨を健康福祉部健康局医療政策課に連絡すること。
- (イ) 助言指導者候補者は、助言指導者となることを承諾した場合は、助言指導者指名承諾書(別記第4号様式)を、県知事に提出すること。
- (ウ) 県知事は、助言指導者指名承諾書を提出した助言指導者候補者について、助言指導者として指名する。

ウ 助言指導者の要件

- (ア) 個別研修対象者と親族関係にない者であること。
- (イ) 保健師、助産師、又は看護師免許取得後5年以上経過している者であること。
- (ウ) 助言、指導等を行うために必要な知識・技術を有し、次のいずれかに該当する者であること。
 - a 医療機関の看護管理者や看護教育担当者、医療安全管理担当者等
 - b 個別研修対象者が卒業した学校養成所等において、専任教員レベル 以上の者
 - c 看護関係団体の卒後教育担当者等
- d 上記に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者 ただし、助言指導者を複数選任する場合は、上記ア〜ウまでの全ての要件 を備えた助言指導者を必ず1人選任すれば足りることとするが、要件アにつ いては、他の助言指導者も必ず満たさなければならないものとする。

なお、助言指導者は、医療機関等の医療安全管理室、看護部門の学校養成所の学校長又は看護関係団体の長等が、組織として当該個別研修を支援するよう努めるものとする。

(4) 個別研修実施機関の選定

個別研修対象者は、現場に復帰後、国民に対し安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供することを目的に、自ら研修を行う機関を選定するものとする。

(5) 個別研修計画書の作成等

個別研修対象者は、助言指導者の協力を得て、氏名、生年月日、准看護師籍の登録番号・登録年月日(取消処分後に手続を経て准看護師の再免許を受けようとする者を除く。)、個別研修の内容、個別研修の実施期間、助言指導者の氏名等を記載した個別研修計画書を作成し、当該計画書の内容が適切である旨の助言指導者の署名を受けたうえで、原則として、個別研修を開始しようとする日の30日前までに県知事に提出すること。

なお、当該計画書の内容が適切でないと認められる場合には、県知事が当該計画書の内容の変更を命じることがある。

(6) 個別研修修了報告書の提出

個別研修対象者は、個別研修を修了後、氏名、生年月日、准看護師籍の登録番号・登録年月日(取消処分後に手続を経て准看護師の再免許を受けよう

うとする者を除く。)、個別研修の内容、個別研修の開始・修了年月日、助言 指導者の氏名及びその他必要な事項を記載した個別研修修了報告書(別記第 5号様式)を作成し、当該対象者が個別研修を修了したものと認める旨の助 言指導者の署名を受けたうえで、原則として、業務停止処分が終了する日の 60日前までに県知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由 により提出期限までに個別研修修了報告書を提出できない場合は、理由書(別 記第2号様式)及びその理由を証明する書類を県知事に提出し、県知事がや むを得ないと認めたときは、県知事が延長した期限までに個別研修修了報告 書を提出しなければならない。

(再教育研修修了証の交付)

第7条 県知事は、第4条の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる再教育研修を全て修了した対象者に対し、再教育研修修了証(別記第6号様式)を交付する。

(罰則)

第8条 県知事から再教育研修受講命令を受けた准看護師であって、命令に違反して、 再教育研修を受けない准看護師は、法第45条の規定に基づき、50万円以下の罰金刑 の対象とする。ただし、保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第 4条に規定する准看護師籍の登録の抹消を申請した者及び第6条各号ただし書に該 当する者は、罰金刑の対象としないこととする。

(国が実施する保健師等再教育研修を修了した者の取扱い)

第9条 保健師、助産師又は看護師籍を持つ准看護師が、法第14条第2項第1号及び 第2号の処分を受けた場合、又は同条第3項の規定により准看護師に係る再免許を 受けようとする場合において、同一の非行行為により厚生労働大臣からも処分を受 け、国が行う保健師等再教育研修を修了した者にあっては、当該保健師等再教育研 修の修了をもって、県知事が命ずる再教育研修を修了したものとみなすこととする。

(雑則)

第 10 条 この要項に定めるもののほか、再教育研修の実施に関し必要な事項は、別に 定める。

附 則

- この要項は、平成20年10月3日から施行する。
- この要項は、平成29年9月15日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係)

IID 7 ≣ILKI									
収入証紙									
;	生看護師	再教育研	修(集合硕	肝修)	受講	票		
再教育研修内	I容	集合研	·修(1日)		集货	合研修	(2日)	
集合研修実施	iΕ	勻	Ξ	月	日	~		月	日
行政処分のⅠ	∃	年	<u> </u>	月	日				
行政処分の内	l容								
 免許登録番号	第	号		登録年	月日		年	月	日
本 籍 (国籍)		都 道 府 県							
住 所	Ŧ				電	話			
ふりがな	(氏)			(名)				印	l
氏 名									
生年月日		年	₹	日	性別	J	男	· 女	
(注)氏名につい	(注) 氏名については、記名押印又は自署(押印不要)のいずれかにより記載してください。								
県記入欄 ※受講確認後に訂		1日目			2	日目			

理由書

熊本県知事	様		年	月	日
		住 所 氏 名 生年月日	年	月	印日

私は、 年 月 日付け熊本県達第 号で受けた准看護師再教育研修の 受講命令に対し、下記のとおり(受講又は修了)することができませんので、承認い ただきますようお願いします。

記

准看護師籍の登録番号	第		号
准看護師籍の登録年月日	年	月	日
未受講の研修内容			
受講(提出)期日	年	月	日
理由	※理由を証する書類を	·添付。	
業務停止期間	年年	月 ~ 月	B B
その他特記事項			

課題研修修了報告書

熊本県知事	様			年	月	日
		住 氏 生年月	所 名]日	年	月	印日

保健師助産師看護師法第15条の2第2項に規定する准看護師再教育研修に係る課題 研修について、下記のとおり研修を修了したので報告します。

記

准看護師籍の登録番号		第		号
准看護師籍の登録年月日	:	年	月	日
課題研修の内容	※研修内容を訂	正する資	料を添付	0
研修修了年月日	:	年	月	日
その他特記事項				

助言指導者指名承諾書

年 月 日

熊本県知事様

私は、(被処分者の氏名)に係る助言指導者の指名を受けることを承諾します。

記

氏 名	印
所属・役職	
所 在 地	電話番号
保健師籍登録番号	
助産師籍登録番号	
看護師籍登録番号	

(注)氏名については、記号押印又は自署 (押印不要) のいずれかにより記載してください。

個別研修修了報告書

熊本県知事	様		年	月	日
		受 講 者】 住 所 氏 名 生年月日	年	月	印日
	[]	助言指導者】 住 所 氏 名 生年月日	年	月	印日

保健師助産師看護師法第15条の2第2項に規定する准看護師再教育研修に係る個別研修について、下記のとおり研修を修了したので報告します。

記

准看護師籍の登録番号	第		号		
准看護師籍の登録年月日	年	月	日		
個別研修の内容	※研修内容を証	する資料を	添付。		
研修の開始・修了年月日	開始:修了:	年 年	月 月	日日	
その他特記事項					

准看護師再教育研修修了証

(本籍)

(氏名)

(生年月日)

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づく准看護師再教育研修を修了した ことを証明します。

(再教育研修内容)

(再教育研修開始日)

(再教育研修修了日)

(交付年月日)

熊本県知事印

(免許登録年月日)

(免許登録番号)